速報！

内間御殿、国の文化財指定へ

文化庁で行われた文化審議会において、字嘉手苅の「内間御殿（うちまうどぅん）」を国の文化財に指定することとした内容が、十一月十九日に高木義明文部科学大臣へ答申されました。これにより、本町が長年指定を目指し取り組んできた内間御殿の国指定が内定。来年二月ごろ官報に告示され、正式に指定されることになりました。

東江のウビジル

西江のウビジル

カニマルウカー

先王旧宅碑

東江御殿

西江御殿

名木さわふじ

イーソーウスマシヌウカー

町民の長年の夢、実現！

内間御殿解説

指定名称：内間御殿（うちまうどぅん）
指定種別：史跡
総 面 積：5,161.88㎡
所 在 地：沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅上ノ松50番１ほか4筆
指定基準：史跡三（祭祀信仰に関する遺跡）
〔指定する理由〕沖縄における祭祀信仰の実態を知る上で極めて重要な遺跡であるため

内間御殿は、琉球王朝第二尚氏の始祖、金丸（のちの尚円王）の旧宅跡に創建された神殿を中心とする祭祀施設である。金丸は1454年に越来王子（のちの尚泰久）に見いだされ、尚泰久の即位とともに西原間切内間村の領主に任じられ、1470年に尚円王として即位するまでここに住んだ。

尚円の没後、1660年代に羽地朝秀（尚象賢）の進言により、第二尚氏ゆかりの地として旧宅跡の聖地化が進められ、茅葺の東殿（東江御殿）が建設された。さらに東江御殿の北側に西原間切の住民により茅葺の西殿（西江御殿）が建設された。

第13代尚敬王（在位1713-51）の時代、東江御殿に賊が入ったことを契機に、竹垣を石垣に替え、管理の強化が図られた。また尚敬王撰文による「先王旧宅碑」を建立し、さらに自筆の「致和」の扁額を掲げ、琉球王朝の聖地として完成した。内間御殿は首里王府とのかかわりが深く、そのいきさつは「西原中山家文書」からうかがうことができる。国家的聖地としての整備は、薩摩藩の支配下のなかで衰微した琉球の刷新・復興を推し進めた尚象賢や蔡温が活躍した時代と重なっている。

琉球処分後、嘉手苅の人びとは村落共同体の祭祀対象として内間御殿への尊崇を高め、東江、西江両御殿は御殿守の子孫によって再興され、内間御殿は国家的神殿からムラの神殿へと移行していった。沖縄戦により大きな被害を受けながらも琉球王朝時代の石垣が良好に残存し、東江、西江両御殿とも地域住民の自発的な協力により再興された。古写真等により堂宇の状況も知ることが可能である。

以上のように、内間御殿は尚象賢や蔡温の時代に歴史的重要性が認識され、国家的聖地として整備し、御殿守や内間ノロ等による祭祀関与、地域住民の自発的な支援や協力により保全されてきた経緯から、国家的聖地の3世紀にわたる歴史的系譜を明確にたどることができる。これは、県内の史跡では他に例を見ない際立った特徴である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。